

飲食店におけるパーテーション設置促進補助金

県民の皆様に安心して飲食店を利用してもらえるようにするために、
県内の飲食店に対して、飛沫感染予防対策を目的とするアクリル板等の
パーテーション設置に必要な経費に限定して補助を行う広島県の事業です。

※令和2年12月10日(木)から令和3年2月26日(金)までの間に購入設置、支払完了したものに限ります。

◆ 補助対象経費

飛沫感染予防対策

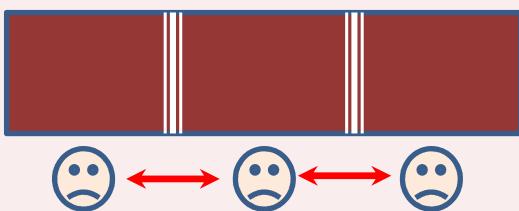
例) アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン

現在設置されているパーテーションの買い替えや付け替え、補強したりする場合にも対象となります。※ 設置費、送料も含みます。

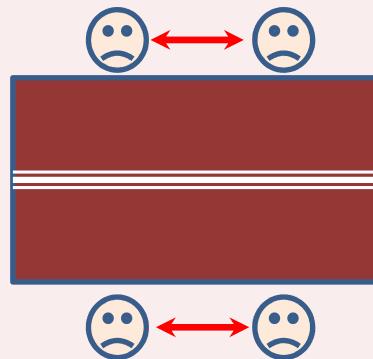
次の設置例を参考にして、必ず効果のあるパーテーションの設置を行ってください。

【効果が薄いパーテーションの設置例】

カウンターの上だけにアクリル板を設置

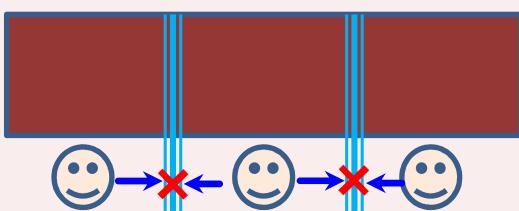


テーブルの対面だけにアクリル板を設置

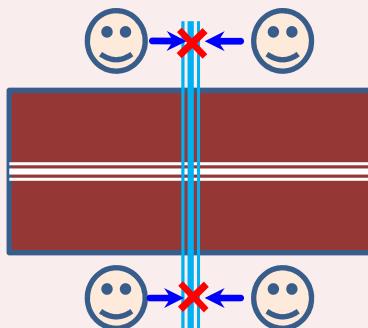


【効果のあるパーテーションの設置例】

隣の人との間までアクリル板を設置



対面と隣の人の間までアクリル板を設置



◆ 申請受付期間

令和3年2月26日(金)まで (消印有効)

(申請方法などは裏面をご覧ください)

◆ 補助上限額

1 店舗当たり 10万円 (申請は1店舗につき1回限り)

※店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。

対象となる支出額の範囲	補助額
1万円以上2万円未満	1万円
2万円以上3万円未満	2万円
3万円以上4万円未満	3万円
4万円以上5万円未満	4万円
5万円以上6万円未満	5万円

対象となる支出額の範囲	補助額
6万円以上7万円未満	6万円
7万円以上8万円未満	7万円
8万円以上9万円未満	8万円
9万円以上10万円未満	9万円
10万円以上	10万円

◆ 補助対象者

飲食店※を経営する法人又は個人であって、次の全てに該当する者

※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店

- ① 広島県内に店舗があること。
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ③ 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。
- ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。
- ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録すること。
- ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。
- ⑨ 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
- ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。
- ⑪ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

◆ 申請方法・問合わせ先

下記の宛先に郵送してください。

〒730-0031

広島市中区紙屋町2丁目2-2 紙屋町ビル3階 広島県パートナーシップ設置補助金事務局
TEL : 082-546-1217 [受付時間] 10:00~17:00 (土・日・祝日, 12/26~1/3は除く)

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。